

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
1	6	3. 児童発達支援等サービス利用者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・「適応訓練」という言葉について「個人の発達状況に応じた支援」に修正できないか。法においては「適応訓練」とされているが、発達支援をしていることを強調するため。 ・「イメージの変化や、」の次に「特別支援教育の推進・発展」を追加できないか(就学児も対象のため) ・「早期に発見し、アプローチ」を「早期介入を実践」に変更できないか。 	表現に対する意見	成長の違いについて、 <u>個人の発達状況に応じた支援</u> を受ける子どもたちは～(中略)～周囲のイメージの変化や <u>特別支援教育の推進・発展</u> 、健診等によるスクリーニングにより <u>早期介入を実践してきた結果</u> といえます。
2	8	②子育てに対する不安や疑問が解消できる場	専門スタッフの定義は。(特に保育士は含まれるのか。)	表現に対する疑問	情報交換、 <u>保育士等</u> 専門スタッフとの相談により
3	8	③子ども同士の交流ができる場	ここでのみ「子供」と記載。「子ども」に統一を。	表現に対する意見	異年齢の <u>子ども</u> たちとの交流や
4	9	⑥遊びや学びを通じて気づく子どもたちの特性への早期アプローチを実現する場	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル中の「特性」を「姿」に、「アプローチ」を「介入」に変更できないか。 ・「子どもの持つ「特性」に気づく」を「子どもが有する「強み」や「支援が必要な側面」の実態把握のきっかけをつくり」に変更できないか。 	表現に対する意見	⑥遊びや学びを通じて気づく、子どもたちの <u>姿</u> への <u>早期介入</u> を実現する場 子ども同士が～(中略)～子どもが <u>有する「強み」</u> や「 <u>支援が必要な側面</u> 」の <u>実態把握</u> のきっかけを作り、(以下略)
5	15	⑥多目的供用エリア、戸外プレイエリア	シャワー室や更衣室は想定しているか。(身体の清潔の確保、着脱支援の際の身体状況の確認ができるようなスペースの確保)	機能に対する質問	想定として、戸外遊びで汚れた際や「おもらし」をした際に利用するシャワースペースは確保する予定である。また、個別の専用更衣室は想定していなかったが、一般利用との同線を切り離れた「相談室」の設置を検討していることから、活用可能と考える。
6	17	第3章 市民の意向調査結果	アンケート調査等の結果について概要を追加すること	表現に対する意見	各調査の概要を表にして各々追加する。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
7		全体	この整備基本計画は全市民が閲覧可能か	質問	市ホームページに専用ページを設け公表するとともに、今後の事業状況についても逐次掲載することにより周知する。
8	1	1. 子育て支援拠点施設整備の必要性	「合計特殊出生率」、「人口置換水準」等、日常生活であまり耳にしない言葉等には注釈をつけた方が良いのではないか。	意見	各ページ下に注釈をつけることにより対応したい。
9	4	始良市公共施設総合管理計画との整合	「同じ面積以上を削減するとあるが」、「ふれあい物産館」以上の建物を想定しており、他に削減予定の施設があるのか。	質問	公立保育所の民営化により、保有する公共施設の延床面積は本計画による「子育て支援拠点施設」を超えて減少する。
10	5	③社会増の年齢階層	40代の世代と「合わせて」15歳未満～とあるが、「併せて」ではないか。	表現に対する意見	40代の世代と併せて15歳未満～(以下略)
11	7	4. 一時保育利用者数の推移	「保護者としての役割を代わりに担ってもらえる」は「子育てを手伝ってもらえる」とすべきでは。(父母にかわる者はない)	表現に対する意見	新しく住まわれる保護者にとっては、 <u>子育ての手伝いをしてもらえるような身近な存在</u>
12	8	1. 基本方針	「遊びや学びを通じて気づき」とあるが、何に気づくのか不明瞭。	表現に対する意見	遊びや学びを通じて <u>いろいろな変化に気づき・そのまま気軽に相談できる場所</u>
13	9	⑦子育て力を育成する場	「相談や体験・交流などを通じて」とあるが、特別に設定をした子育て講演会や遊びの講習会等という意味か。	質問	P15⑥多目的共用エリア、戸外プレイエリアの機能においても記載している通り、これらのスペースを活用して、子育てに関するセミナー等を開催したいと考えており、詳細については運営方針に定める予定。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
14	10	⑤コロナ禍における施設の在り方	コロナ等終息後であっても利用者には必ず行うということか。	質問	新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザやノロウイルスなど他にも注意しなければならない感染症もあり、また、乳幼児の利用もあることから、日頃からの換気・消毒についてはいかなる状況下においても必要であると考えている。なお、体温では把握しづらい感染症もあることから、検温については対応感染症に応じて実施するなど、詳細については運営方針に定める予定。
15	11	⑥利用対象者の範囲	利用者は始良市内外は問わないのか。一回当たりの利用時間や人数制限等の予定はあるか。	質問	市内在住要件については想定していない。また、利用時間や人数制限については、現在のコロナ禍の状況であれば密を避ける意味からも必要と考えられるが、利用開始後の状況を確認しつつ、詳細は運営方針にて定める。なお、地域子育て支援施設という性質上、施設の定員は設定する予定である。そのため、定員超過による入場制限はあり得る。
16	12	①子ども広場エリア ・異年齢交流ゾーン	多子世帯とは何人からを指すものか。また、小3以上の子が一緒の場合、利用できるか。	質問	児童手当、保育料、国の少子化対策においては第3子以降を持つ親を多子世帯としており、本基本計画においても同様としている。利用可能な児童は小3までとしているため、小4以上の児童は利用できない。(同伴利用はできない)
17	15	③スタッフ待機エリア	「子どもが持つその子ならではの「特性」に気づく」とあるが、子ども一人ひとりに名札を付けるのか。	表現に対する疑問	子どもたちが遊んでいる姿や親子の触れ合いを観察することで、「運動・身体機能」や「情緒」、「切り替え」、「しかり方」などで気になる者がいた際に、育児等に困りごとがないか声をかけることを想定していることから、名札を付け特定することは想定していない。声掛けから相談等に進展した場合にはアセスメントの必要から特定することとなる。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
18	15	④一時預かりエリア	資格保有者が常駐するのか。	質問	国の定める「一時預かり事業実施要綱」の基準に則った整備を予定していることから、定員に応じた保育士を配置する予定である。なお、定員等については運営方針にて定める。
19	15	⑤個別相談エリア	基本は予約制か。	質問	予約による相談対応もあるかと思うが、利用者の中から相談を希望されたり、スタッフからの声掛けにより相談に至るケースも想定している。そのため、複数の相談室を確保するとともに、プライバシーにも配慮した動線を確保する予定としている。詳細については設計時及び運営方針にて定める。
20	17	3. 子ども館に関するアンケート調査 ①地域住民を対象としたアンケート調査	未回収となった63世帯については、その後のアプローチをしたのか。	質問	自治会を通じての配布・回収を行ったことから、その後の接触はしていない。
21	17	3. 子ども館に関するアンケート調査	事業に反対する意見等はなかったか。	質問	アンケート調査等については市ホームページでも公表しているが、一部抜粋して報告する。 ・少子化の時代にこれを整備したところで子どもたちが増えるとは思わない。 ・個別の箱物は必要ないのでは。 ・市民に対する情報が少なく、計画の詳細がわからない。 ・維持管理費はどのくらいになるのか。 ・情熱をもって取り組んでもらわなければ巨額の費用が無駄になる。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
22	18	1. 事業費	開館後、職員は市職員となるのか。また、何人くらいを予定しているか。月の維持管理費はどの程度と想定しているか。	質問	公設公営にて設置する施設としていることから、配置されるスタッフについては市の職員となる。ただし、正規職員、会計年度任用職員等の待遇については運営方針において定める。また、配置する人数については、一時保育を担当する保育士を含めて7名～10名程度と想定しているが、併せて運営方針により定める。また、維持管理費については今後設計を踏まえて積算することとなるが、同程度の市有施設を参考にすると、人件費を含めて月額220万円程度。人件費を除くと31万円程度を見込む。なお、地域子育て支援施設及び一時保育施設に対しては国・県からの補助があるため、実質の負担額は人件費を含め月額90万円程度となり、かつ一時保育利用料等の収入もあることから、さらに減額することとなる見込み。
23		全体	子ども館開設後も各地区の子育てサークルは残るか。	質問	本計画による子ども館については子育て支援の拠点として整備するものであり、全てを集約として統合するものではない。むしろ、各地区の子育てサークルや保育所にて実施している地域子育て支援センターと協働した取り組みができればと考えている。
24		全体	開館日や時間等の予定は。	質問	一時保育や子ども広場のニーズは土日にもあることから、多くの開館日を確保するべきであると考えているが、開館時間も含めて詳細については運営方針により定める。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
25	12	8. エリアプラン	飲食スペースについてはどう考えているか。	質問	現時点において飲食に限定したスペースは検討していないが、飲食が可能なスペースについては確保できると考えている。アンケート等にも要望として意見があったことも踏まえ、詳細については今後の設計や運営方針により定める。
26	11	6. 利用対象者の範囲	小学4年生以上は行くことができないのか。(利用できればありがたい。)	質問	利用可能な児童は小3までとしているため、小4以上の児童は利用できない。(同伴しての利用はできない)
27	9	⑦子育て力を育成する場	子育て力とは	表現に対する疑問	「子育て力」は内閣府の少子化社会白書に「家庭や地域の子育て力」として記載されている言葉で、本計画においては、保護者が自信をもって子育てをする、自信をもって子どもと向き合うことを表す言葉として用いた。子育てについては子どもの数だけやり方があり、各家庭においても日々、模索の連続と思われる。そのような中で、同じ年代の子育て中の親同士や、子育ての先輩である親との交流を通じて、子どもとの向き合い方などを学び、互いに自信をもって子育てに臨むことができるようになってもらえる場として記載した。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
28	4,10	<p>始良市公共施設等総合管理計画</p> <p>④環境に配慮し、ぬくもりを感じる持続可能な施設</p>	<p>公共施設等総合管理計画においてスクラップ&ビルドについて述べているが、今回はふれあい物産館を廃止して子ども館を建設すると解釈した。このことについても明記すべきではないか。</p>	<p>表現に対する意見・疑問</p>	<p>公共施設等総合管理計画の基本方針では、新設する場合は新設以上の面積を削除するとともに、将来の多機能化を視野に入れた検討をすることを求めている。そのため、本計画においては、「④環境に配慮し、ぬくもりを感じる持続可能な施設」において、SI工法を検討することとしている。なお、公有施設的面積については、9の藤谷委員からの質問の回答にもあり、他の施設の削減分もあることから、ふれあい物産館のみの削減ではないため、ここでの記載は現行のとおりとしたい。</p>
29	5	③社会増の年齢階層	<p>20代後半から40代の世帯と合わせて15歳未満である年少人口にあたる世代の増加が顕著」の記述とグラフに齟齬を感じる。(高齢世代の転入の方が年少人口より多い)</p>	<p>表現に対する疑問</p>	<p>ここでは子育て世代の転入が多いことが顕著であるという意味であったが、指摘の通り年少人口の増加が顕著と受け取れることから、「年少人口にあたる世代の増加がみられます」と変更する。</p>
30	12	エリアプラン全般	<p>設計委託は今後と思うが、2,253㎡の敷地で建ぺい率80%、さらに駐車場を確保した場合、ゾーニングは現実的な広さであるか疑問が生じます。</p>	<p>質問</p>	<p>P13、14はあくまでもイメージ図であり、実際のフロアプランを示すものではない。建築基準法上は建築面積の上限は1,800㎡、延床面積の上限は9,000㎡であり、想定している規模であれば十分な駐車台数を確保した建設は可能。事務局では平屋建て、2階建て等の配置シミュレーションを行っており、基本計画に掲載した機能やゾーニングを配置することが可能であることを確認している。なお、実際のフロアプランについては今後の設計により検討していく。</p>

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
31	19	計画管理等	整備検討委員会が庁内組織で、子ども・子育て会議に諮問すると捉えてよいか。検討委員会に外部委員を委嘱する方法も考えられると思うが。	質問	始良市子育て支援拠点施設整備運営検討委員会は質問にあるとおり庁内組織であるが、子ども・子育て会議は設置条例では諮問機関ではないため、議事提案をして意見提案を頂く場として考えている。なお、今後、運営方針を定める際には多様な意見、提案を検討する必要も出てくることから、庁内組織への外部委員の登用についてはその必要性について認識しており、今後検討する。
32		その他	あいびあの利用者増の現状が述べられているが、学校でも様々な情報共有・連携を図らせていただいている。子育て支援拠点施設として、子ども館の中にあいびあを併設して、子育てに悩む方々にワンストップで対応するような構想はあるか。	質問	あいびあは子ども家庭総合支援拠点として設置し、相談のみならず、子育て世帯に対する包括的、継続的な支援を行うとともに、関係支援機関との調整を担っている。併せて要保護児童対策協議会が管理するケースの支援や児童虐待の防止に取り組む機関である。子ども館においても気軽な相談窓口として機能や、利用者に対する声掛けを実施することにより、子育て世帯の不安や悩みを解消することを目的としているが、担う役割が異なると考えている。子ども館において把握し、支援が必要なケースについては、子育て世帯包括支援センター(母子保健係)、子ども相談支援センター(あいびあ)、基幹相談支援センター(あいか)と協働し、必要な支援に結び付け、以って当該子育て世帯における児童の健全育成を図り、あわせて保護者への支援を行うことを想定している。そのため、現時点においては、子ども館に「あいびあ」を包含する構想はない。

基本計画案に対する意見・疑問等

事務局対応方針

No.	頁	箇所	内容	種別	事務局対応方針
会	19	事業スケジュール	躯体を作ることと運営方針を構築していくことは並行して行うべきものであるが、設計や解体等のスケジュールは示されているが、運営方針の構築が示されていない。利用する人が興味を持つような運営指針を構築し、ホームページ等で周知することも必要と思うが。	質問	運営方針については設計とも関連することから、並行して構築する予定としているが、計画書においてわかりにくいことからスケジュール表を修正する。なお、実務的には新年度に検討委員会を設置し運営方針の構築に着手する。また、公表についてもホームページ等を活用して積極的な周知に努める。
会	11	利用対象者の範囲	例外的な者の利用として「市長が認めた者」という記載でつかえないか。	意見	利用対使用者の範囲に「④その他市長が認める者」を追加する。なお具体的な例示については運営方針により定める。
会	9	3.施設整備の基本的な考え方 ①ユニバーサルデザインを取り入れた施設	「専用避難所」という言葉については、その範囲や規模については検討しているのか。	質問	あくまでも設備面から見た際に「活用が可能」であることから、検討する余地を残した。当然、避難所として指定する場合は「始良市地域防災計画」等にて記載する必要もあることから、担当部局も交えて検討は続けることとしたい。
会	5	社会増の年齢階層	若者の転出が多い。子育て支援に公費を投入しても、子どもたちが転出している現状に対する取り組みも重要と思うが。	質問	高校卒業後から就職に至る年代の転出が多いことが本市の課題であることは十分に認識しており、そのため、始良市総合戦略を策定し、本市の地方創生に取り組むことで、若者の転出抑制や都市圏からの移住定住に取り組んでいるところである。
会	10	施設整備の場所	都市計画法における商業地域とは。制限があるか。	質問	建築基準法による建ぺい率や容積率の制限。工業地域に限定される工場等の建築はできないが、比較的多くの建築物が建設可能である。